



災害時における応急対策業務に関する協定書



平成31年3月

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と四国地質調査業協会理事長（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、津波及び風水害等により災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙は、甲が実施する業務の遂行に必要な資機材及び技術者等（以下「技術者等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 一 四国地方整備局及び四国内の地方公共団体が管理又は工事している河川、道路、砂防、海岸、港湾、空港、営繕等の施設
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が要請する国内における大規模災害発生箇所

### （業務の内容）

- 第3条 甲又は甲が所掌する事務所及び管理所の長（以下「事務所長等」という。）は、第2条に規定する業務の実施範囲において災害が発生し必要と認める場合には、その被災状況に応じて乙に乙の会員の出勤を要請することができるものとする。
- 2 乙の会員は、甲又は事務所長等から出勤要請について、乙から連絡があったときは、できる限り速やかに甲または事務所長等の指示により業務を実施するものとする。
  - 3 乙は、業務を早急に実施できるよう前もって必要な技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。
  - 4 出勤要請は原則文書によるものとするが、緊急の場合は口頭により要請を行うことができるものとし、要請後速やかに文書で要請手続きを行うものとする。
  - 5 南海トラフ地震が発生した場合の第1項から第4項までの規定にかかる内容は、甲及び乙が指名する者との間において、あらかじめ申し合わせるものとする。

### （業務の実施体制）

- 第4条 前条第3項に基づき甲に報告する業務の実施体制は、乙の会員による編成表及び連絡系統とし、編成表には動員できる技術者等を記載するものとする。なお、編成表は毎年更新し、変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。
- 2 甲は事務所長等に乙の実施体制を通知しておくものとする。

(契約の締結)

第5条 甲又は事務所等は、乙に乙の会員の出勤を要請したときは、速やかに土木設計業務委託契約等の業務内容に応じた契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、甲又は乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は乙の技術者等に損害が生じた場合においては、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その対応については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成31年3月27日から平成32年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引続き同一条件をもってこの協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

甲及び乙が締結している「災害時における四国地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定書」(平成18年3月22日締結)は、この協定の締結をもって廃止するものとする。

この協定書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成31年3月27日

甲 高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局長

平井秀輝



乙 高松市上天神町231番1号

四国地質調査業協会 理事長

神野邦彦



